

敷地の安全性	法 4 3 条 1 項 令 3 6 条 1 項 1 号
--------	--------------------------------

◎ 立地基準編第 6 章 [審査基準 2] (P132～P137)

令第 3 6 条第 1 項第 1 号で規定されている敷地の安全性については、次のとおりとする。

- 1 令第 3 6 条第 1 項第 1 号イにいう排水施設の構造、能力については、令第 2 6 条、令第 2 9 条、規則第 2 6 条及び技術基準編を準用する。
ただし、敷地面積が 1 0 0 0 平方メートル未満の場合は、放流同意書をもって放流先は有効に接続されているものとみなす。
- 2 令第 3 6 条第 1 項第 1 号ロにいう「その他安全上必要な措置が講ぜられていること」については、令第 2 8 条、規則第 2 7 条及び技術基準編を準用する。

<留意事項>

- ア 既存擁壁の安全性が上記 2 により確認できない場合等で、擁壁のやりかえ又は補強等を行う場合は図書（図面、構造計算書等）により安全性を確認する。
- イ 別途許可又は確認（急傾斜指定区域内の形質の変更、工作物の確認申請等）を必要とする場合は、法第 4 3 条第 1 項の許可に先だつてそれらの許可等を受けていること。
- ウ 既存擁壁のやりかえ等の行為が開発許可を要する場合は、法第 4 3 条第 1 項の許可の対象とならないので留意すること。